

令和3年度 尾道市放課後児童クラブ申込について

～必ずお読みください～

《放課後児童クラブ利用申込書チェックシートの活用について》

例年、書類等の不備により、お電話での確認や再提出などで申込者様にお手数をおかけする事態が多く発生しています。このため、添付の「放課後児童クラブ利用申込書チェックシート」をご活用いただき、申込書類等の提出前に申込者ご自身でもチェックをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

《利用申込書等への押印について》

令和3年度（令和3年4月利用開始分）から、申込（申立）者ご自身が記入する書類について、押印を不要とします。つきましては、申込（申立）者本人が自筆で署名をしてください。（①就労証明書、診断書を除く）

《②就労状況申立書（自営業者等）・④介護状況申立書の証明者について》

令和3年度（令和3年4月利用開始分）から、民生（児童）委員による証明を廃止し、ご自身による誓約書欄への署名と状況が確認できる書類の提出に変更します。なお、申立書と併せて提出が必要な書類については様式の裏面に記載しておりますので必ずご確認ください。また、「平均的な1日の様子」などご自身でご記入いただく欄を設けておりますので、記入漏れのないようお願いいたします。

《③病気等・出産・就学申立書について》※様式新設

該当する事由の欄と誓約書欄に記入し、記載されている添付書類と併せて提出してください。

《利用希望期間の変更について》

利用決定後に、年間利用（長期休業含む）から長期休業のみに変更するなどの期間の変更は、一度利用を辞退（退会）していただいた後、再度申込用紙を提出していただきます。再度お申込みされた場合は、改めて審査することとなり、希望している期間からの利用ができなくなる場合がありますのでご了承ください。

【例：年間利用（長期休業日を含む）希望 → 長期休業日のみ希望 → 変更する場合】

辞退（退会）届
申込用紙 提出

再審査

決定可否

《年度途中の届出の提出期限について》

届出は、すべて前月15日までです。期限に間に合うように提出してください。

《退会について》

1カ月の利用日数が6日に満たない（5日以下）ときは、退会をしていただく場合があります。



【問い合わせ先】

尾道市福祉保健部子育て支援課

子育て支援係

電話：0848-38-9215